

「履修取り下げ制度」について

医学系研究科（保健学）

本学では平成 24 年度より授業科目の成績評価に際して、「欠席」、「W（成績評価を行わない）」と「F（不合格）」の扱いをより厳格に取り扱うため、履修登録を行ったが、何らかの事情により履修する意思がなくなった科目について、学生から意思表示ができるよう、所定の期限までに授業担当教員へ履修を取り下げる旨の届けをする制度を設けています。

この履修取り下げ制度を用いる科目では、履修取り下げ届を提出した場合は成績評価の際、原則「F」ではなく「欠席」、「W」となります。逆に、履修取り下げ届けを提出しない場合は原則成績評価が行われ、合格の基準に達しない場合は「不合格」となります。

なお、個々の授業科目の「欠席」、「W」と「F」の扱いについて、履修取り下げを実施するか否か、またはどのような扱いをするのかについては、シラバスの成績評価欄等に示されます。特に平成 23 年度以降の学部入学生にあっては、GPA の値に影響しますので留意してください。（「F」は母数に算入されます。）

<注意事項>

実習や少人数のセミナーなど、履修取り下げを行うことで他の学生の履修に支障をきたす場合、「履修取り下げは認めない」となる場合があります。

この場合、欠席が多いなど実質的に履修意志がなくなった場合や、各教員の定めた合格基準に達しない場合は、学生への評価は「F」となります。詳しくはシラバスをよく確認してください。

また、履修取り下げの用紙は教務担当係で受け取り、必要事項を記入の上、

- ・春学期及び春 1 期にあつては 5 月末までに、
- ・ 春 2 期にあつては 6 月末までに、
- ・秋学期及び秋 1 期にあつては 11 月末までに、
- ・ 秋 2 期にあつては 12 月末までに、

授業担当教員へ届けることとなります。

なお、集中講義については個別に担当教員よりアナウンスします。